

平成 22 年 4 月から子ども手当が始まりました！！

子ども手当は、これまでの児童手当に変わり、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

☆支給対象者

中学校修了前の子どもを養育している方（15歳到達後の最初の3月31日までの子ども）

☆手当額 子ども1人あたり月額 13,000円

☆支払月 6月・10月・2月に4ヵ月分支給されます。（6月分の支給は2ヵ月分となります）

☆申請手続について

(1)南富良野町で児童手当を受給している方で、次に該当する場合は・・・

- 子どもが0歳から中学1年生の世帯・・・申請手続きは必要ありません。
- 子どもが中学2年生から3年生の世帯・・・「額改定認定請求書」の提出が必要です。

(2)南富良野町で児童手当を受給していない方で、次に該当する場合は・・・

- 4月以降に他市町村から南富良野町へ転入した方
 - 4月以降に子どもが生まれた方
 - 所得制限に該当して児童手当を受けていない方
 - 子どもが中学2年生から3年生の世帯
- 「認定請求書」の提出が必要です。

(1)および(2)で、手続きが必要となる方には、役場より申請書を直接郵送します。

(3)単身赴任などにより、南富良野町の住民基本台帳に登録されていない「0歳から中学校を卒業する前の児童」を養育されている方は

認定請求書の提出が必要です。役場より申請書が郵送されませんので、保健福祉課社会福祉係まで連絡願います。

(4)公務員の方は・・・勤務先から支給されますので、勤務先での手続きとなります。

☆その他

平成22年4月より、子ども手当が支給されるため、児童手当は支給されません。

なお、平成22年2月から3月分の児童手当は、6月に支給されます。

問い合わせ先 保健福祉課社会福祉係 ☎ 52 2211

広報みなみふらの

お知らせ版

2010.4.15

No.207

社会保険事務相談所を開設します

旭川年金事務所では、皆さんからの社会保険に関する相談にお答えするために「相談所」を毎月、富良野市で開設しています。

厚生年金・国民年金の制度内容や請求手続きなどについてわかりやすく説明をしていますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談については完全予約制となっていますので、必ず事前に予約するようお願いいたします。

相談予約 ☎ 0166 72 5004

（旭川年金事務所 お客様相談室）

予約の際は「基礎年金番号」がわかるものをご用意のうえ相談内容を教えてください。

なお、事前に申出があった内容以外については、後日回答となることがあります。

相談日には、本人確認を行うため「年金手帳」「年金証書」または「運転免許証」などの本人確認ができる書類を持参してください。

時間割により相談を受け付けていることから、すべての相談にお答えできないこともあります。

平成 22 年度日程

開設日	会場	時間
5月20日(木)	富良野市役所	午前9時30分 ～ 午後4時00分
6月17日(木)	富良野商工会議所	
7月22日(木)	富良野市役所	
8月19日(木)	富良野商工会議所	
9月21日(火)	富良野市役所	
10月21日(木)	富良野商工会議所	
11月18日(木)	富良野市役所	
12月14日(火)	富良野商工会議所	
1月20日(木)	富良野市役所	
2月17日(木)	富良野商工会議所	
3月17日(木)	富良野市役所	

問い合わせ先 総務課戸籍年金係 ☎ 52 2144